

# 香美市児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

香美市では、児童クラブ（以下「施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

## 1 施設の概要

### （1）施設の設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の規定に基づき、香美市立小学校の児童で、両親及びこれに代わる者（以下、「保護者」という。）の就労等により、保育を必要とするものに対し、保護者に代わって生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

### （2）施設の名称等

名称	位置	定員
香長小学校児童クラブ	香美市土佐山田町須江 32	45 人
山田小学校第一児童クラブ	香美市土佐山田町西本町 2-4-17	45 人
山田小学校第二児童クラブ		45 人
山田小学校第三児童クラブ		45 人
舟入小学校児童クラブ	香美市土佐山田町山田 1218	45 人
楠目小学校第一児童クラブ	香美市土佐山田町楠目 391-2	45 人
楠目小学校第二児童クラブ		45 人
片地小学校児童クラブ	香美市土佐山田町宮ノ口 1-2	45 人
大宮小学校児童クラブ	香美市香北町美良布 635-1	45 人
大栃小学校児童クラブ	香美市物部町大栃 1177-3	45 人

### （3）施設の管理形態

10 か所の施設を一括管理

### （4）施設等の概要（別紙参照【資料 1】）

### （5）開所時間

① 学校の授業日 令和 5 年度利用時間と同じとする

② 学校の休業日 令和 5 年度利用時間と同じとする

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、児童クラブの開所時間を変更することができる。

### （6）休所日

① 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

② 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

## 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

## 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 児童の健全育成のために必要な事業に関する事。
- (2) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関する事。
- (3) その他、管理運営に関し市長が必要と認める事。

## 4 指定管理業務の実施に係わる基準

指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければなりません。

### (1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ③ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ④ 香美市児童クラブ設置条例（平成20年香美市条例第44号）、同条例施行規則
- ⑤ 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年香美市条例第24号）
- ⑥ 香美市行政手続条例（平成18年香美市条例第16号）  
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、香美市行政手続条例が適用されるので留意すること。
- ⑦ 香美市個人情報保護法施行条例（令和5年香美市条例第2号）
- ⑧ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、  
その他労働関係法令
- ⑨ その他の関係法令等

### (2) 情報公開

指定管理者が管理を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規定を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

### (3) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損（きそん）の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために個人情報保護取扱規程を定める等、必要な措置を講じなければなりません。

なお、個人情報の漏洩等の行為に対しては、香美市個人情報保護法施行条例に基づく罰則が適用されます。

#### (4) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後、又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

#### (5) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、指定管理者が別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保管することとします。また、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡していただきます。

#### (6) 事業計画及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整を図ったうえで作成し、提出していただきます。

#### (7) 事業報告

指定管理者は、自らの管理業務の記録として、日々作成する業務日報等に基づき、毎月業務報告書を作成し、市へ報告していただきます。

#### (8) 利用料及び利用時間

利用料の計算及び徴収を行い、当面の期間、各児童クラブの令和5年度利用料と同額とし、利用時間についても同時間で運営することとします。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、児童クラブの利用料を変更することができる。

#### (9) 支援員の雇用条件

原則として現支援員を雇用するもとし、支援員の雇用条件については、現行以下とならないよう配慮することとします。

### 5 管理に要する経費等

#### (1) 指定管理料

指定管理料の額については、歳出予算の範囲内で、高知県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付金要綱に基づく放課後児童健全育成事業費補助対象基準額に施設使用料等の経費を加算した額とします。指定管理料の詳細については、市と指定管理者とで締結する協議書で定めることとし、各年度の指定管理料は、市と指定管理者との協議によって決定することとします。(別紙参照【資料2】)

また、登録する児童の保護者から利用料を徴収する場合は、市の承認が必要となります。利用料の上限は月額9千5百円以内とします。

#### (2) 指定管理料の精算

指定管理料については、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

### (3) 指定管理料の支払

事業年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を支払います。なお、支払金額及び方法等は、協定書に定めます。

### (4) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、指定管理者の業務に係る会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び経費については、独立した別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合は、原則として1施設1口座とし、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

### (5) 消費税について

年度ごとの指定管理料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額ですので留意してください。

### (6) 施設等の修繕について

備え付け物品等の軽微な修繕及び通常の使用において生じた消耗部品の交換や市が軽微な修繕と認めるものの修繕は、指定管理者の負担とします。

ただし、大規模修繕等は、事業計画において提示のあった金額を参考に、修繕等の内容を精査のうえ、毎年度に予算の範囲内において市で修繕等を行うこととし、修繕等の実施時期は、指定管理者との協議により決定します。

## 6 指定管理者の応募資格等

### (1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑に児童クラブの管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者は、申請時において香美市内に事務所又は事業所を置き、又は指定管理期間開始までに事務所又は事業所を置こうとする団体等でなければなりません。

### (2) 複数応募の禁止

複数の団体等により構成された共同企業体等は、応募することはできません。

### (3) 欠格事項

次に該当する団体等は、応募者となることができません。また、申請後においても、次の事項に該当することとなった場合は、指定を受けられません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるもの。
- ③ 国・県・市税について、過去1年間に滞納がある団体等。
- ④ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団

員」という。)であると認められるとき。

- ⑤ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ⑥ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 7 参加表明書及び質問書の受付（参加表明書【様式第 1 号】、質問書【様式第 4 号】）

### （1）受付期間

令和 5 年 8 月 4 日（金）～令和 5 年 8 月 25 日（金）午後 5 時

### （2）受付方法

- ① 持参（香美市役所 2 階 教育振興課学校教育班）
- ② FAX（FAX 番号 0887-57-0123）
- ③ 電子メール（メールアドレス [gakko@city.kami.lg.jp](mailto:gakko@city.kami.lg.jp)）

※FAX 及びメールについては、送信した旨の電話連絡をお願いします。

※電話、来訪による口頭での質問は受け付けません。

### （3）回答方法

香美市公式ホームページに掲載します。

受付した質問事項については、原則として、令和 5 年 9 月 1 日（金）午後 5 時までに、回答を掲載します。なお、質問内容によっては回答までに期間を要する場合や、内容を要約して掲載する場合がありますのでご了承ください。

## 8 申請書類の提出等

応募にあたっては、次の書類を提出していただきます。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜追加してください。

### （1）提出方法及び提出先

#### ① 持参の場合

令和 5 年 9 月 4 日（月）から令和 5 年 9 月 8 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### ② 郵送の場合

原則として書留とし、令和 5 年 9 月 8 日（金）午後 5 時必着とします。

#### ③ 申請書類提出先

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号  
香美市教育委員会 教育振興課 学校教育班  
電話：0887-53-1081

(2) 申請書類

- ① 業務提案書【様式第2号】
- ② 収支予算書【様式第3号】
- ③ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本  
※法人以外の団体は、これらに相当する書類
- ④ 参加表明書を提出する日の属する年度の前事業年度における事業報告書、財産目録、  
賃借対照表、損益計算書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類（事業及び経営の  
状況を明らかにする書類）  
※指定申請の日の属する事業年度に設立された団体等にあつては、その設立時にお  
ける財産目録
- ⑤ 役員の名簿及び経歴書
- ⑥ 団体等の概要を説明する書類
- ⑦ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類  
（直近1年間分）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出部数

正本1部、副本8部（副本は複写可）計9部を提出してください。

(4) 留意事項

- ① 申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- ② 申請書類は、日本工業規格A列4番の規格を使用するものとします。  
ただし、既に作成されている書類を添付書類として使用する場合は、他のサイズを  
使用することができます。
- ③ 申請書類の提出後は、その内容を変更することができません。  
ただし、軽微な修正を除きます。
- ④ 提出された申請書類は、理由の如何（いかん）にかかわらず返却しません。
- ⑤ 提出された申請書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とします。
- ⑥ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。  
ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を  
無償で使用できるものとします。
- ⑦ 提出された申請書類は、香美市情報公開条例に基づく公開請求の対象となります。  
ただし、個人に対する情報や申請者に明らかに不利益を与えると認められる情報を  
除きます。

## 9 選定方法等について

### (1) 選定方法

選定については、行政関係者、小中学校関係者等を含む7名で構成される「香美市児童クラブ指定管理者選定委員会」において、提出された書類、プレゼンテーションの内容に対する審査及びヒアリングにより評価します。

申請者が1団体等以内の場合であっても、本募集要領に照らし合わせて、選定委員会を実施し審査を行います。

### (3) 選定基準

- ① 児童クラブの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- ② 児童クラブの施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- ③ 児童クラブの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

#### 【選定基準】

審査項目 (大)	審査項目 (中)	配点
①基本理念 (15点)	放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての基本理念・方針・目標・児童の健全育成・児童の人権についての理解・考え方・取組み	15
②事業内容 (35点)	(1)児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容	5
	(2)特色ある活動	5
	(3)保護者や児童の意見を反映していく体制	5
	(4)特別な配慮が必要な児童への支援	5
	(5)学校や行政機関等との連携、協力について	5
	(6)地域や近隣施設との連携、協力について	5
	(7)保護者との関わりについて	5
③管理運営 (25点)	(1)責任者・事業管理者等職員の配置 (配置数、支援員、補助員の別)	5
	(2)勤務体制 (通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制等)	5
	(3)職員の人材確保及び育成 人材の育成方法(要員の接遇能力や専門知識の向上等) 研修体制(研修体制、期間と内容の具体的提案) バックアップ体制(欠員補充等)	5
	(4)情報管理(個人情報保護等)は適切か	5
	(5)苦情解決及び苦情処理体制	5
④安全対策・ 危機管理 (25点)	(1)児童の健康管理に関する具体的な取組み	5
	(2)事故の防止や安全対策に関する具体的な仕組み	5
	(3)防災対策及び災害時の対応と体制	5
	(4)不審者等の緊急時の対応と体制	5
	(5)施設の衛生管理及び環境への配慮に対する取組み	5
合 計		100

### (4) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの実施時間及び場所等の詳細については、別途通知します。

- ① 実施日 令和5年9月25日(月) 13時30分～
- ② 会場 香美市役所 3階会議室1
- ③ 出席者 3名以内
- ④ 審査内容 プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分以内

必要に応じてPC、プロジェクターを使用しての企画提案書の説明は可能とします。スクリーンは準備しますが、その他の機器については各自でご準備ください。また、PCを使用する場合は事前に【様式6号】により提出をお願いします。なお、プレゼンテーションの順番は、申請書類の提出順とします。

また、情報機器、電子データの取り扱い(持込み、持ち出し、使用方法、禁止事項等)については、香美市教育委員会に事前に確認し、担当者の指示に従ってください。

#### (5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募した全ての申請者に文書により通知します。また、決定事業者名等については、香美市ホームページで公表します。

## 10 協定の締結

指定管理者の指定後に、市と指定管理者は管理業務等に関し、香美市児童クラブ設置条例及び同条例施行規則に基づき、指定管理中の管理業務に係る協定を締結します。

なお、協定は、指定期間を通じて基本的な事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結するものとします。

### (1) 協定に盛り込む事項

- ① 事業計画及び実施に関する事項
- ② 業務に要する経費に関する事項
- ③ 個人情報の保護に関する事項
- ④ 業務の報告に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑥ その他市長が別に定める事項

### (2) 協定締結の協議

協定の締結に際し、必要となる事項については、市と指定管理者が協議のうえ、定めます。

### (3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

### (4) 引継ぎ、準備行為の実施



指定期間の始期から円滑な指定管理業務が実施できるよう、各児童クラブから事務を引継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

#### 1 1 決定までのスケジュール

1	募集案内	令和5年8月1日（火）から
2	参加表明及び質問書受付期間	令和5年8月4日（金）から 令和5年8月25日（金）まで
3	質問書回答期限	令和5年9月1日（金）
4	申請書類等の提出期間	令和5年9月4日（月）から 令和5年9月8日（金）まで
5	審査（プレゼンテーション）	令和5年9月25日（月）
6	審査結果の通知	令和5年10月中
7	議会の議決	令和5年12月予定
8	指定管理者の指定	市議会の議決後、指定します。
9	指定管理業務の開始	令和6年4月1日

#### 1 2 お問い合わせ先

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市教育委員会 教育振興課 学校教育班

電話：0887-53-1081

FAX：0887-57-0123

メールアドレス：[gakko@city.kami.lg.jp](mailto:gakko@city.kami.lg.jp)